ときがわ町町有林　A-WASS 循環と共生の森づくり協定書

木と建築で創造する共生社会実践研究会（A-WASS）（以下「甲」という。）とときがわ町（以下「乙」という。）は、乙の所有する森林（以下「町有林」という。）において行う「A-WASS 循環と共生の森づくり」（以下「活動」という。）の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第１条　この協定は、都市在住の建築関係者を主体とする甲の会員及びその関係者と、乙を中心とした地域に暮らす住民が連携した活動により、森林やそこから生産・供給される木材と地域社会とのつながりを実感し、森林管理や林業、さらには中山間地域の現状や生活への相互理解を深め、森林資源の循環的な利用の再生に向けて、甲、乙が協力することを目的とする。

（協定の期間）

第２条　この協定の期間は、協定締結日から平成２９年３月３１日までとする。

２　この協定の目的を達成するために必要のある場合は、甲、乙協議の上、この協定を更新することができる。

（活動の対象とする町有林）

第３条　この協定の対象とする町有林は、別図の示すところとする。

（活動の内容）

第４条　この協定に基づく活動は、協定の対象とする町有林における樹木の更新・保育や歩道の整備、きのこ等の産物の育成、自然観察・調査などを行うものとする。

２　この協定の対象とする町有林に生育する樹木その他の産物を収穫（伐採）・除去（搬出）・処分（利用）する必要があると認める場合には、甲はあらかじめ乙の承認を求め、その指示に従うものとする。

３　この協定の対象とする町有林内に工作物を設置する必要が生じた場合には、甲、乙協議の上、実施するものとする。

４　第２項の樹木の収穫（伐採）に関し、森林法に定める「伐採及び伐採後の造林の届出書」の提出その他法令に定める手続が必要な場合は、甲、乙が連携してこれを行うものとする。

（活動の実施）

第５条　甲は、第４条に係る活動について、あらかじめ活動計画を作成し、乙に通知するとともに、実施した内容を乙に報告するものとする。

２　乙は、第４条に係る活動の効果的な実施その他この協定の目的の達成に資するため、当該活動への乙を中心とした地域に暮らす住民等への参加の呼びかけなどの広報活動を積極的に行うものとする。

（事故の処理）

第６条　甲は、活動中の事故については、自己の責任において処理するものとする。

（その他の事項）

第７条　この協定の履行に必要な事項であって、この協定に定めのないもの及び協定の事項に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定めるものとする。

この協定の証として、この証書を２通作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２８年　４月　１日

甲　木と建築で創造する共生社会実践研究会（A-WASS）

会　　長　長澤　悟　㊞

乙　ときがわ町

ときがわ町長　関口　定男　㊞

ときがわ町町有林　A-WASS 循環と共生の森
位置図（S=1/10,000）

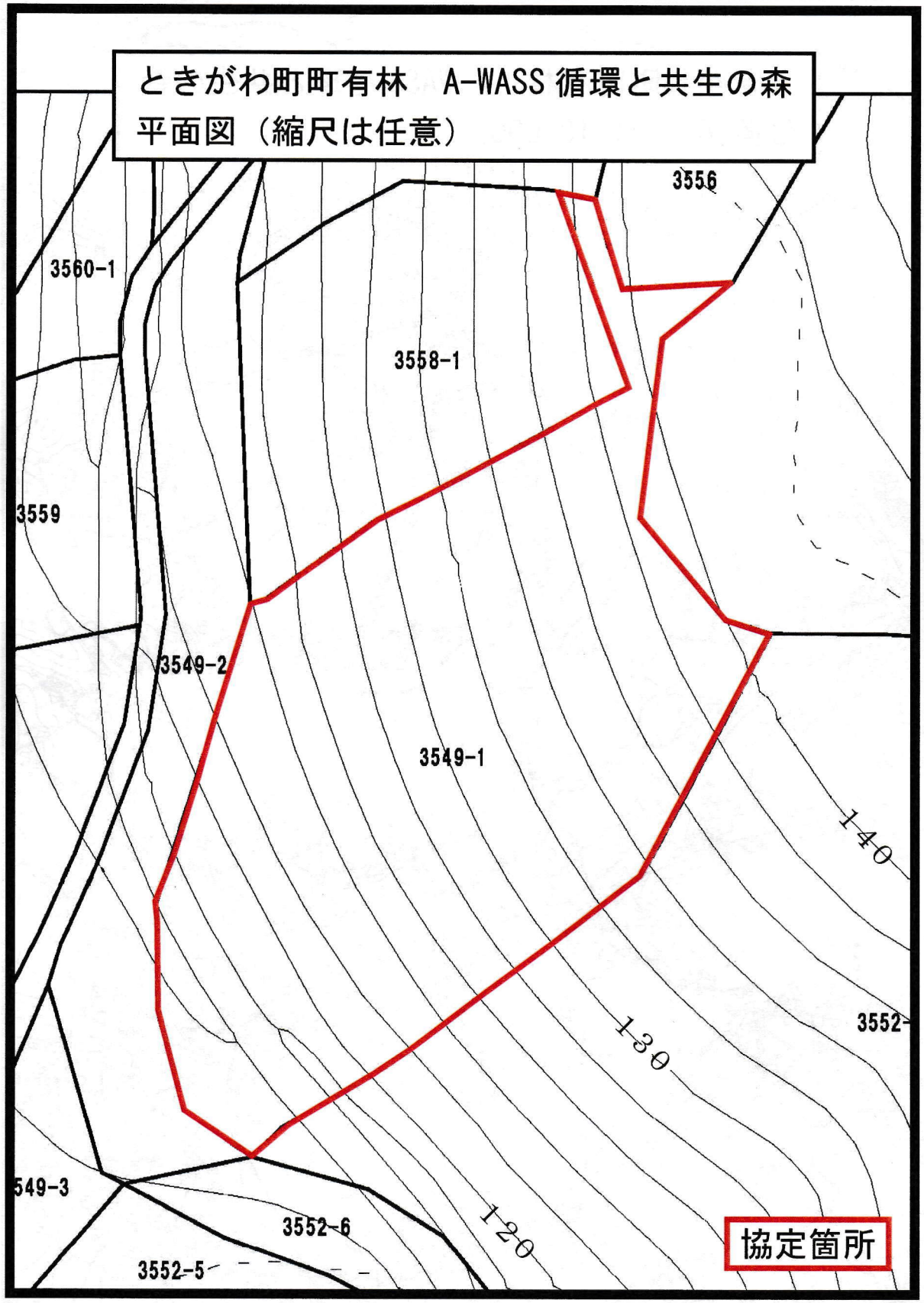

通　称：槍沢高田町有林
所在地：ときがわ町玉川 3549 番地 1
面　積：1,781 ㎡